

平成31年度 区市町村別 ひとり親福祉施策 実施状況一覧

都 区	担当部署	1		2			3					4			5			6	7	8		9	10	11	12				13	14	15	16			
		母子家庭等就業・自立支援事業	うち養育費等支援事業	サひとり親家庭ホームヘルプ	ひとり親家庭等生活上事業					休業事業			居住支援事業			自立支援給付金				認定ひとり親家庭高等学校卒業事業	ひとり親家庭への医療費助成				その他のひとり親家庭支援(※)	(ひとりの親就労支援事業)(※)	その他のひとり親家庭支援(※)	母子生活支援施設							
					子供の生活・学習支援事業		ひとり親家庭等生活支援事業			ひとり親家庭休業ホーム事業	ひとり親家庭費用助成	レクリエーション事業	ひとり親家庭の活用	ひとり親家庭の活用	ひとり親家庭の活用	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金											運営費					公設	公設	民設
					集	派	集	相	家計管理・生活支援講習会等事業																										
都 総計		7	5	46	9	4	8	8	9	1	5	11	1	6	7	11	8	55	22	62	62	36	62	20	8	25	1	14	17	60	9	48			
千代田	保健福祉部生活支援課				○											○				○	○		○							○	○				
中 央	福祉保健部子育て支援課			○	○							○		○					○	○	○		○			○				○	○	○			
港	子ども家庭課家庭相談担当			○								○								○	○		○	○						○	○	ハローワーク等への同行支援ほか			
新 宿	子ども家庭部子ども家庭課			○	○		○	○				○		○	○					○	○		○			○	1	1	○	○	○				
文 京	福祉部生活福祉課			○											○	○	○			○	○		○			○				○	○				
台 東	子育て・若者支援課			○										○					○	○	○		○			○	1			○	○				
墨 田	福祉保健部生活福祉課管理係			○															○	○	○		○			○	1	2	○	○	○				
江 東	保護第二課自立支援担当																		○	○	○		○			○		1	○	○	○				
品 川	子ども未来部子ども家庭支援課			○								○							○	○	○		○			○	1			○	○	ひとり親家庭のしおり			
目 黒	子育て支援部子ども家庭課			○		○													○	○	○		○			○	1			○	○	ひとり親家庭のしおり			
大 田	<No.2・6・8・9・12・13> ①大森生活福祉課 ②調布生活福祉課 ③蒲田生活福祉課 ④糀谷・羽田生活福祉課 <No.5> 建築調整課 <No.10> 子育て支援課			○											○					○	○	○	○			○	2			○	○				
世 田 谷	子ども・若者部 子ども家庭課子育て支援担当	○		○	○				○			○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	1		2	○	○	○	メールマガジンの配信リーフレットの作成		
渋 谷	子ども家庭部子ども青少年課 福祉部生活福祉課			○								○	○						○	○	○		○			○	1			○	○	○			
中 野	子ども教育部子育て支援課子育てサービス係			○																○	○		○			○	1			○	○	ひとり親家庭のしおり			
杉 並	保健福祉部子育て支援課 子ども家庭支援係			○								○		○	○	○	○			○	○	○	○			○	1	○		○	○	ひとり親家庭のしおり			
豊 島	子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ	○		○		○	○								○	○	○			○	○	○	○			○	1	○		○	○	ひとり親家庭のしおり			

平成31年度 区市町村別 ひとりの親福祉施策 実施状況一覧

担当部署	1			2						3					4			5			6		7		8		9		10		11		12			13	14	15	16		
	母子家庭等就業・自立支援事業	うち養育費等支援事業	サハ ひとり親家庭ホームヘル ム事業	ひとり親家庭等生活向上事業						休業事業			居住支援事業			プロ グ・ラ ム自 立支 援	たひ とりの 親家 庭へ の総 合的 な支 援の 事業	自立支援給付金		認 定 親 家 庭 高 等 学 校 卒 業 支 援 事 業	ひ と り 親 家 庭 へ の 医 療 費 助 成	そ の 他 の ひ と り 親 家 庭 支 援 （※）	（ ひ と り 親 家 庭 支 援 ） （※）	母子生活支援施設			母 子 緊 急 一 時 保 護 事 業	母 子 福 祉 会 等 の 助 成	寡 婦 （寡夫）控除のみなし適用	（※）その他ひとり親支援施策 事業名											
				子供の生活・学習支援事業		ひとり親家庭等生活支援事業				休 休 日 親 家 庭 休 養 ホ ー ム 事 業	交 通 親 家 庭 休 養 ホ ー ム 事 業	レ ク リ エ シ ョ ン 休 養 ホ ー ム 事 業	転 宅 と り 親 家 庭 の 助 成	家 賃 親 家 庭 の 助 成	住 宅 と り 親 家 庭 の 助 成			自 立 支 援 教 育 訓 練 給 付 金	高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金					運 営 費	公 設 公 営	公 設 民 営					民 設 民 営										
				集 合 型	派 遣 型	集 合 + 派 遣 型	相 談 支 援 事 業	家 計 管 理 ・ 生 活 支 援 講 習 会 等 事 業	学 習 支 援 事 業																							情 報 交 換 事 業	ひ と り 親 家 庭 休 養 ホ ー ム 事 業	ひ と り 親 家 庭 休 養 ホ ー ム 事 業	レ ク リ エ シ ョ ン 休 養 ホ ー ム 事 業	転 宅 と り 親 家 庭 の 助 成	家 賃 親 家 庭 の 助 成	住 宅 と り 親 家 庭 の 助 成	自 立 支 援 教 育 訓 練 給 付 金	高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金	公 設 公 営
				部 総 計																																					
部																																									
北	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
荒川			〇																																					〇	転宅費用は保証料を助成 メールマガジンの配信
板橋			〇																																					〇	ひとり親家庭サポートブック （冊子） ひとり親家庭への民間賃貸住 宅情報の提供
練馬	〇	〇	〇																																					〇	ひとり親家庭のしおり ひとり親家庭支援ナビ メールマガジン配信 ベビーシッター派遣事業 在宅就業推進事業 家賃債務保証制度利用助成
足立																																								〇	育児支援サービス助成
葛飾																																								〇	家賃債務保証制度利用助成
江戸川	〇	〇	〇																																					〇	
区部 計	5	3	17	7	2	4	6	5	0	3	10	1	3	6	6	6	19	5	23	23	10	23	8	4	20	1	13	12	21	4	22										
八王子	〇	〇	〇																																					〇	コニカミノルカサイエンス ドーム入館料及びプラネタリ ウム観覧料の減免
立川			〇																																				〇	ひとり親家庭のためのしおり	

平成31年度 区市町村別 ひとりの親福祉施策 実施状況一覧

都 道 府 市 町 村	担当部署	1		2			3					4		5			6	7	8		9	10	11		12			13	14	15	16					
		母子家庭等就業・自立支援事業	うち養育費等支援事業	サハ ひとり親家庭ホームヘル ス事業	ひとり親家庭等生活上事業					休業事業		居住支援事業			プロ ラ ム 子 自 立 支 援	た ひ の 相 談 窓 口 の 総 合 的 な 支 援 の 強 化	自立支援給付金		認 定 一 親 家 庭 高 等 学 校 卒 業 支 援 事 業 度	ひ と り 親 家 庭 へ の 医 療 費 助 成	そ の 他 の ひ と り 親 家 庭 支 援 （※）	（ ひ と り 親 就 労 支 援 事 業 ） （※）	母子生活支援施設			母 子 緊 急 一 時 保 護 事 業	母 子 福 祉 会 等 へ の 助 成	寡 婦 （ 寡 夫 ） 控 除 の み な し 適 用	（ ※ ） そ の 他 ひ と り 親 支 援 施 策 事 業 名							
					業 習 支 援 事 業	学 習 支 援 事 業	情 報 交 換 事 業	休 息 休 養 ホ ー ム 事 業	レ ク リ エ ー シ ョ ン 事 業	転 宅 支 援 事 業	家 賃 助 成 事 業	住 宅 提 供 事 業	自 立 支 援 給 付 金	高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金			運 営 費	公 設 公 営					公 設 民 営	民 設 民 営												
					集 合 型	派 遣 型	集 合 型 + 派 遣 型	相 談 支 援 事 業	家 計 管 理 ・ 生 活 支 援 講 習 会 等 事 業	学 習 支 援 事 業	情 報 交 換 事 業	ひ と り 親 家 庭 休 養 ホ ー ム 事 業	交 通 費 助 成 事 業	レ ク リ エ ー シ ョ ン 事 業			転 宅 支 援 事 業	家 賃 助 成 事 業					住 宅 提 供 事 業	自 立 支 援 給 付 金	高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金					運 営 費	公 設 公 営	公 設 民 営	民 設 民 営			
都 総 計		7	5	46	9	4	8	8	9	1	5	11	1	6	7	11	8	55	22	62	62	36	62	20	8	25	1	14	17	60	9	48				
武 蔵 野	子ども家庭部子ども家庭支援センター	○	○	○		○		○			○					○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	ひとり親家庭のしおり			
三 鷹	子ども政策部子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○		○		1		○	○	○	ひとり親家庭のしおり			
青 梅	子ども家庭部子ども家庭支援課			○														○		○	○	○	○	○						○	○	○	ひとり親ポケットガイド「お母さんの就職」応援セミナーをハローワークと共同開催			
府 中	子ども家庭部子育て応援課			○				○										○		○	○	○	○	○		○			1	○	○	○	自転車駐車場利用料助成・使用料減額			
昭 島	子ども家庭部子ども子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○		○			1	○	○	○				
調 布	子ども生活部 子ども家庭課			○	○			○										○	○	○	○	○	○	○		○			1	○	○	○	高卒認定給付金、サポート校の助成、リフレット、ハローワーク等への同行支援等、有料ゴミ袋の支給、廃棄物処理手数料減免			
町 田	子ども生活部子ども家庭支援センター			○														○		○	○	○	○	○							○	○	○	ひとり親家庭のしおり		
小 金 井	子ども家庭部子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○							○	○	○	ひとり親家庭のしおり		
小 平	子ども家庭部 子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○								○	○	○	ひとり親家庭のしおり	
日 野	<No.3・5・6・8・11・12・13> 健康福祉部セフネットセンター <No.2・10・15> 子ども部子育て課			○	○													○	○	○	○	○	○	○		○						○	○	○	求職中の一時保育料助成 ひとり親家庭のしおり	
東 村 山	子ども家庭部 子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○								○	○	○		
国 分 寺	福祉部生活福祉課			○														○		○	○	○	○	○									○	○	○	自転車駐車場使用料減免 家庭廃棄物処理手数料免除
国 立	子育て支援課子育て支援係			○					○					○				○		○	○	○	○	○								○	○	○	出張ハローワーク ひとり親家庭緊急保育助成	
福 生	子ども家庭部子ども家庭支援課			○														○		○	○	○	○	○								○	○	○		
狛 江	児童青少年部子育て支援課企画支援係			○				○										○		○	○	○	○	○									○	○	○	
東 大 和	子育て支援部子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○									○	○	○	
清 瀬	健康福祉部生活福祉課			○														○		○	○	○	○	○												
東 久 留 米	子ども家庭部児童青少年課			○														○		○	○	○	○	○									○	○	○	
武 蔵 村 山	健康福祉部子育て支援課			○														○		○	○	○	○	○									○	○	○	

平成31年度 区市町村別 ひとりの親福祉施策 実施状況一覧

担当部署	母子家庭等就業・自立支援事業 うち養育費等支援事業	1						2						3						4			5			6 プロ ラ ム 子 策 自 立 支 援	7 た ひ の 相 談 窓 口 の 総 合 的 な 支 援 事 業	8 自立支援給付金			9 認 定 親 家 庭 高 等 学 校 卒 業 程 度	10 ひ と り 親 家 庭 へ の 医 療 費 助 成	11 その 他 の ひ と り 親 家 庭 支 援 （※）			12 母 子 生 活 支 援 施 設			13 母 子 緊 急 一 時 保 護 事 業	14 母 子 福 祉 会 等 へ の 助 成	15 寡 婦 （ 寡 夫 ） 控 除 の み な し 適 用	16 （ ※ ） そ の 他 ひ と り 親 支 援 施 策 事 業 名			
		ひとり親家庭等生活上事業												休業事業			居住支援事業			自立支援給付金			母子生活支援施設																						
		子供の生活・学習支援事業						ひとり親家庭等生活支援事業						ひとり親家庭休業ホーム事業			転宅ひとり親費用助成			住宅ひとり親費用助成			自立支援教育訓練給付金					高等職業訓練促進給付金					認定親家庭高等学校卒業程度			その他のひとり親家庭支援（※）							運営費		
		集	派	集	相	家	学	情	相	家	学	情	ひ	交	レ	転	家	住	自	高	自	高	自	高	運			公	公	民															
都 総計	7	5	46	9	4	8	8	9	1	5	11	1	6	7	11	8	55	22	62	62	36	62	20	8	25	1	14	17	60	9	48														
多摩			○			○													○	○		○							○																
稲城			○															○		○		○							○																
羽村			○								○		○					○		○		○	○						○	○	○	ひとり親福祉のしおり													
あきる野			○															○		○		○						1	○		○	ひとり親応援のしおり													
西東京			○															○	○	○	○	○						○	○	○															
市部計	2	2	26	2	2	4	2	4	1	2	1	0	3	1	5	2	23	4	26	26	13	26	11	3	5	0	1	5	26	5	23														
町			○														☆	☆	☆	☆	☆	○		○					☆		○	廃棄物処理手数料の減免 ひとり親家庭応援リーフレット ひとり親家庭乳がん検診無料受診 ひとり親家庭学校給食費補助金交付事業													
日の出																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆		○	廃棄物処理手数料の減免													
檜原			○														☆	☆	☆	☆	☆	○							☆		○														
奥多摩			○														☆	☆	☆	☆	☆	○	○					☆			学童保育会育成料助成事業 ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業														
大島																	☆	☆	☆	☆	☆	○						☆																	
利島																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
新島																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
神津島																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
三宅																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
御蔵島																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
八丈																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
青ヶ島																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
小笠原																	☆	☆	☆	☆	☆	○							☆																
町村部計	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	13	13	13	13	1	1	0	0	0	0	13	0	3														

☆:東京都が直接実施

【事業詳細】ひとり親ホームヘルプサービス

【都補助事業】（区部 財調）

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
千代田区	保護者の疾病や同居家族の介護、仕事の出張、親族の冠婚葬祭への参列などで、育児や家事にお困りの時（子どもの年齢は義務教育終了前）	課税世帯・均等割りのみ 課税世帯・住民税非課税世帯の3段階	1000円/ H・500円 /H・0円 /H	AM7:00 ~PM7: 00までの間 で、1日連続 する2時間 以上	上限48時間	家事・育児 サービス	育児支援ヘルパー事業 に統括	子ども部 児童・家庭 支援セン ター
中央区	（1）ひとり親家庭となつてから2年以内であり、生活環境が激変したため家事又は育児等により日常生活を営むのに支障が生じている場合 （2）技能習得のため職業能力開発センター等に通学している場合 （3）就職活動及び母子自立支援プログラムに基づいた行動を行う等の自立促進に必要と認められる場合 （4）疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な場合 （5）前各号に掲げるもののほか、ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要であると認められる場合	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～ 午後10時ま での間で、 原則育児援 助は2時間 以上4時間 以内、家事 援助は2時 間以内	・原則として月 12回以内 ・（2）に該当 し、職業能力開 発センター等に 通学している期 間においては原 則として月24 回以内	育児援助（子 どもの見守 り）、家事援 助（食事の支 度、洗濯、掃 除等）	5,337	福祉保健部 子育て支援 課
港区	区内に住所があり小学生以下の子のいるひとり親で下記に該当する方 （1）ひとり親家庭の親又は子、同居の祖父母が一時的な傷病の場合 （2）親族等の冠婚葬祭に出席する場合 （3）就労活動を行う場合 （4）妊娠中及び出産した場合（第1子の妊娠中も含まれます）	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～ 午後10時 1日1回、1 時間単位で 家事2時 間、育児4 時間以内	月12回以内	家事・育児等 の家事援助	35,752	子ども家庭 課
新宿区	義務教育修了前の子どもを扶養しているひとり親家庭の保護者で、一時的に家事・育児の援助が必要な方	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～ 午後10時の 時間帯で、2 時間以上1時 間単位で8時 間以内	月48時間以内	家事、育児	2,961	子ども家庭 部子ども家 庭課
文京区	「文京区子育て訪問支援券事業」へ統合して実施	別表のとおり	別表のとおり	—	—	①育児援助 サービス ②育児援助 サービスに付 随する家事援 助サービス （簡易な食事 の世話、洗 濯、居室の掃 除、買物、医 療機関との連 絡・通院介助 等）	文京区子育 て訪問支援 券事業へ含 む。	子ども家庭 部子育て支 援課

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
台東区	<p>区内在住で中学生以下の子供を扶養しているひとり親家庭の方で、下記のいずれかに該当する方</p> <p>(1) ひとり親家庭となつてから1年以内の場合</p> <p>(2) ひとり親家庭の親又は中学生以下の児童が一時的傷病の場合</p> <p>(3) 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合</p> <p>(4) 就職に必要な技能習得のために通学する場合</p> <p>(5) 就職活動及び自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合</p> <p>(6) 冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる場合</p> <p>(7) その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後7時 1時間単位	年間120時間以内	家事支援（住居の掃除、洗濯、日用品の買い物等） 育児支援（保育園等の送迎等）	240	区民部子育て・若者支援課
目黒区	<p>区内に住所を有する小学校6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭で以下の全ての要件に該当する者</p> <p>(1) 目黒区児童育成手当条例第4号第1項に規定する育成手当を受給していること</p> <p>(2) 次のいずれかの理由により児童の保育ができない状況であり、かつ他に児童の保育を行う者がいない状況であると区長が認めた者</p> <p>ア 就業</p> <p>イ 職業訓練又は就業を目的とした資格取得のための通学</p> <p>ウ 求職活動</p> <p>エ 傷病、看護及び介護等</p> <p>(3) (2) ア～ウに該当する場合は、保育所や学童保育クラブ等の通所をしていること。ただし小学校4年生以上の児童にあつてはこの限りではない。</p>	児童育成手当を受給している世帯	1時間300円 (生活保護世帯は無料)	午前7時から午後10時 1日8時間を限度	月40時間以内	食事の世話 居室の掃除・整理整頓 衣服の洗濯 育児	3,963	子育て支援部子ども家庭課
大田区	<p>小学校6年生以下の児童を扶養し、所得が児童育成手当支給水準のひとり親家庭で次のいずれかに該当する家庭</p> <p>(1) ひとり親家庭の親又は子が一時的傷病の場合</p> <p>(2) 社会通念上必要と認められる場合</p> <p>(3) 技能習得のための通学、就職活動をする場合</p> <p>(4) 勤務の都合上やむを得ず出勤、出張をしなければならない場合</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後8時の間で、1時間単位9時間以内	月50時間以内 派遣対象別に派遣期間の上限あり (1) 1週間以内 (2) 3日以内 (3) 技能習得の場合1年以内、就職活動の場合3ヶ月以内 (4) 3ヶ月以内	(1) 育児援助 (2) 簡単な食事の世話 (3) 衣類の洗濯 (4) 居室の掃除・整理整頓 (5) その他必要な業務	2,060	(事業実施)福祉部各生活福祉課 (予算)福祉部福祉管理課

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
世田谷区	世田谷区内在住で次のいずれかに該当する家庭 (1) 小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭となった直後2年以内で、日常生活を営むのに支障がある家庭 (2) 小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭で、就労等により、児童の養育に支障がある家庭 (3) 小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭であって、その保護者又は児童が一時的傷病の状況にある家庭	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後9時	(1) (2) 月12日以内 (3) 月6日以内	ア) 育児 イ) 児童の送迎(原則として就学前施設) ウ) 自立に向けた児童への援助・食事の世話(調理を含む)・住居の掃除、整理整頓・被服の洗濯、補修・入浴の世話 エ) 自立に向けた親への助言・指導	10,983	子ども・若者部子ども家庭課
渋谷区	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭(義務教育終了後の児童及び親以外の成人が含まれている場合を除く)で、家事または育児などの日常生活に支障をきたしている場合に、家事援助者を派遣する。 *ひとり親になってから、2年以内のとき *親または児童が一時的に傷病になったとき *技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事参加などのとき	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時	月12回以内(1回2～8時間) ※おおむね6カ月を限度とする。	家事・育児等の家事援助	1,524	子ども青少年課
中野区	小学生以下の児童がいるひとり親家庭	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時	※制限なし	食事・身の回りの世話、洗濯・清掃、買物、育児・介護等	1,768	子ども家庭支援センター
杉並区	義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭等	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時	月12回以内	家事、育児、掃除等	19,722	子育て支援課
豊島区	①ひとり親等で小学校修了までの子どもを養育している家庭 ②本人以外に育児や家事を行う人がいない家庭 ③児童育成手当を受けている家庭	育成手当の受給者およびその条件を満たしたもの	要件発生から1年間60時間無料 以後小学校修了まで年間60時間以内(900円・減免制度あり。(別表のとおり))	7:00～21:00(12/29～1/3を除く)	①「ひとり親家庭になった直後の1年間60時間無料 ②1年後から小学校修了まで年間60時間	1. 住居の掃除 2. 衣類の洗濯および縫い 3. 食事の用意 4. 育児(子どもが病気の場合を除く) 5. その他必要な家事	育児支援ヘルパー事業に統括	子育て支援課

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
荒川区	<p>荒川区内に住所を有する小学校6年生以下の児童がいるひとり親家庭のうち、次の各号のいずれかに該当し、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭となって1年以内であり、生活環境の著しい変化により日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする家庭</p> <p>(2) 技能習得のために職業能力開発促進センター等に通学する場合</p> <p>(3) 就職活動又は自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立促進に必要と認められる場合</p> <p>(4) 傷病、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる場合</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時から午後10時までの間で、2時間以上1時間単位で8時間以内	同一世帯につき原則として月5回以内	ベビーシッター及びホームヘルパーを派遣する。	1,230	子育て支援課
板橋区	<p>板橋区内に住所を有する小学校修了前の児童がいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかの要件に該当し、児童の世話その他の日常生活に著しく支障があるため、ホームヘルプサービスの必要が認められる家庭。</p> <p>(1) 児童を扶養している者又は小学校修了前の児童が、1日ないし数日の自宅療養を要する一時的疾病の場合。</p> <p>(2) 親族等の冠婚葬祭に児童を扶養している者が出席する場合。</p> <p>(3) 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的疾病の場合。</p> <p>(4) 児童を扶養している者が技能習得のために通学し、就職活動する場合。</p> <p>(5) 児童を扶養している者が夜勤、休日出勤、残業等の場合。</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時(1回につき1時間以上4時間以内で、1日2回まで)	ひとり親家庭となった直後6ヶ月間においては、1カ月につき12回以内とする。それ以降は1カ月8回以内とする。ただし、区長が派遣回数を増加する必要があると認めるときは、1カ月につき8回を限度として追加することができる。	(1) 食事の世話 (2) 住居の掃除、整理整頓 (3) 被服の洗濯、補修 (4) 育児 (5) その他家庭生活に必要な用務	5,931	子ども政策課
練馬区	<p>小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときに、ホームヘルパーの利用を支援</p> <p>(1) 就職活動または技能習得のために通学をする場合</p> <p>(2) 就労または通勤時間の事情のため必要な場合</p> <p>(3) 疾病等の事情のため必要な場合</p> <p>(4) その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時1日8時間を上限(1時間単位)	月12回以内(1日複数回派遣の場合は月12日以内)	(1) 子どもの世話 (2) 子どもの食事の介助など	26,575	(予算)生活福祉課(事業)総合福祉事務所

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
江戸川区	配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいない男子又は女子が現に義務教育修了前の児童を扶養している江戸川区に住所を有するひとり親家庭で、次の各号のいずれかに該当するため、家事又は育児等の日常生活に支障をきたしていると認める場合 （1）ひとり親家庭となった直後3箇月以内の場合 （2）ひとり親家庭の親又は義務教育修了前の児童が一時的な傷病を有する場合 （3）日常の家事又は育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病を有する場合 （4）ひとり家庭の親が就職活動をする場合 （5）親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合 （6）その他区長が必要と認める場合	別表のとおり	別表のとおり	原則、午前8時～午後6時のうち、8時間以内	7日以内 ただし、ひとり親家庭となった直後3箇月以内の場合は30日以内	（1）食事の世話 （2）住居の掃除及び整理整頓 （3）被服の洗濯及び補修 （4）育児 （5）医療機関等との連絡及び通院介助 （6）その他必要な用務	102	子ども家庭支援センター
八王子市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以内	1日1回 月12日以内	都基準	7,862	子ども家庭部子育て支援課
立川市	都基準と同じ	国基準と都基準の併用	国基準と都基準の併用	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以内	1日1回 月12回以内	都基準	7,566	子育て推進課
武蔵野市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで1日の派遣は1時間以上8時間以下	1日1回 月12日以内 (要件によっては最大24日)	①食事の世話 ②住居の掃除及び整理整頓 ③被服の洗濯及び補修 ④育児 ⑤その他必要な用務 ※派遣の決定を受けたものが保育所を利用しており、修学、就労又は疾病により送迎ができない場合のみ、保育所の送迎可	7,325	子ども家庭支援センター
三鷹市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は1時間以上8時間以下	1日1回 月12日以内	家事等	4,528	子ども政策部子育て支援課

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
青梅市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以下	1日1回 月12日以内 (要件によっては最大24日)	食事の世話・洗濯・掃除・育児・その他必要な用務	1,766	子ども家庭支援課
府中市	都基準と同じ	別表のとおり	別表	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以下 (要件によってはプラス2時間)	1日1回 月12日以内 (要件によっては最大24日)	家事等	10,068	子育て支援課
昭島市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	943	子ども家庭部子ども子育て支援課
調布市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以下	1日1回 月12日以内	家事、育児等援助	872	子ども家庭課
町田市	(1) ひとり親家庭となつてから2年以内であり、生活環境が激変したため家事又は育児等により日常生活を営むのに支障が生じている場合 (2) 技能習得のため職業能力開発センター等に通学している場合 (3) 就職活動及び母子自立支援プログラムに基づいた行動を行う等の自立促進に必要と認められる場合 (4) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な場合 (5) 未就学の児童がいるひとり親家庭で保護者の就業の事情により生活援助や子育て支援を必要とする場合	都基準と同じ	都基準と同じ	午前5時～午後10時までの間で、1日1時間以上、原則として8時間以内	・原則として月12日以内	・育児 ・育児に伴う家事として必要と認められた支援	10,745	子ども生活部 子ども家庭支援センター
小金井市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時	1日1回	家事援助	2,701	子育て支援課
小平市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時 1日8時間以内	原則として月12回以内	(1) 食事の世話 (2) 住居の掃除、整理整頓 (3) 被服の洗濯、補修 (4) 育児 (5) 保育園等の送迎 (6) その他必要な用務	1,728	子ども家庭部子育て支援課

HH詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
日野市	<p>市内に住所を有し、かつ、義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭。</p> <p>(1) ひとり親家庭となつてから2年以内の場合</p> <p>(2) 児童を扶養している者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合</p> <p>(3) 児童を扶養している者が就職活動または自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立の促進に必要があると認められる場合</p> <p>(4) 児童又は児童を扶養している者に係る疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の行事参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合</p> <p>(5) 児童が小学校低学年以下であり、かつ、当該児童を扶養している者が就業している場合</p> <p>(6) その他ひとり親家庭のためホームヘルパーの派遣が必要と認められる場合</p>	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から 午後10時 1日8時間以内	月12回以内	食事の世話、 住居の掃除・ 整理整頓、 衣服の洗濯・ 補修・育児・ その他必要な 用務	7,918	子育て課
東村山市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から 午後10時まで 1日の派遣は 2時間以上8 時間以内	月12回	都基準	7,100	子ども家庭 部子育て支 援課
国分寺市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～ 午後10時	<ul style="list-style-type: none"> ・月12回 ・職業能力開発センター等に通学している期間においては原則として月24回以内 	<ul style="list-style-type: none"> ①食事の支度及び片付け ②居住の掃除及び整理整頓 ③被服の洗濯及び補修 ④授乳及び食事の補助 ⑤オムツ交換及び清拭 ⑥着替えの補助 ⑦通園・通学の準備 ⑧その他必要な用務 	7,095	子育て相談 室子ども家 庭支援セン ター

HH詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
国立市	<p>市内に住所を有し、かつ、義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため、家事、育児等の日常生活に支障を来していると市長が認めた家庭。</p> <p>(1) ひとり親家庭となつてから2年以内であり、生活環境が激変したため日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする場合</p> <p>(2) 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合</p> <p>(3) 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合その他の自立促進に必要と認められる場合</p> <p>(4) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭又は学校等の公的行事の参加その他の社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、小学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭の保護者が、就業の事情により生活援助や育児の支援を必要とする場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合</p>	別表のとおり	別表のとおり	午前7時～午後10時の間の2時間以上1時間単位で1日1回8時間以内	月12回	<p>①食事の世話</p> <p>②住居の掃除、整理整とん</p> <p>③被服の洗濯、補修</p> <p>④育児</p> <p>⑤その他必要な用務</p>	6,421	子ども家庭部子育て支援課
福生市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時1日8時間以内	月12回	都基準と同じ	2,127	子ども家庭部子ども育成課
狛江市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時	月12回	都基準と同じ	2,097	子育て支援課
東大和市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時の間の1時間単位8時間まで	都基準と同じ	食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児	682	子育て支援部 子育て支援課

HH詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
清瀬市	<p>義務教育終了前の児童のいる、市内に住所を有するひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしているとして市長が認めた家庭。</p> <p>(1) ひとり親家庭となつてから2年以内の場合 (2) 小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭の場合 (3) ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童が一時的傷病の場合 (4) 親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合 (5) 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 (6) 技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事への参加等の場合 (7) その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合</p>	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時 1日の派遣は2時間以上8時間以内	月12回以内	都基準	14,400	子ども家庭部 子ども家庭支援センター
東久留米市	<p>市内に住所を有する児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしているとして市長が認めた家庭とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭となつて2年以内であり、生活環境が激変したため、日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする家庭 (2) 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合 (3) 就職活動等自立促進に必要と認められる場合 (4) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合 (5) 未就学児を養育しているひとり親家庭であつて、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 (6) 前各号に掲げる場合を除き、小学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭の保護者が、就業の事情により生活援助や育児の支援を必要とする場合 (7) その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合</p>	別表1「(1)～(5)」、別表2「(6)～(7)」のとおり	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は1時間以上8時間以内	1日1回 月12日以内	都基準	19,665	児童青少年課

HI詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
多摩市	<p>20歳に満たない児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事、育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭。</p> <p>(1) ひとり親家庭となつてから2年以内であり、生活環境が激変したため支援を必要とする場合</p> <p>(2) ひとり親家庭の親が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、残業、学校等の公式行事の参加等社会通念上必要と認められる理由により一時的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合</p> <p>(3) ひとり親家庭の親が就職活動等、自立促進に必要と認められる活動を行う場合</p> <p>(4) ひとり親家庭の親が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合</p> <p>(5) 小学校3学年以下の児童がいるひとり親家庭の親が就業の事情により支援を必要とする場合</p>	(1)～(4) 国基準と同じ (5) 都基準と同じ	(1)～(4) 国基準と同じ、 (5) 都基準と同じ、(ただし、付加時間帯は午前7時から午前9時及び午後5時から午後10時まで)	午前7時～午後10時の間の2時間以上1時間単位8時間まで	家庭の世帯状況等を総合的に勘案して決定する。派遣回数を増加する場合は、派遣事由に沿って適宜行う。	居宅における日常的な用務(食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児)	2,743	子育て支援課
稲城市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以内	同一世帯につき原則として月12回以内	(1)食事の世話 (2)住居の掃除、整理整頓 (3)被服の洗濯、補修 (4)育児 (5)その他必要な用務	6,161	子育て支援課
羽村市	<p>市内に住所を有する義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号の一に該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭とする。</p> <p>①ひとり親家庭となつてから2年以内の場合</p> <p>②小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭の場合</p> <p>③ひとり親家庭の親又は義務教育修了前の児童が一時的傷病の場合</p> <p>④親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合</p> <p>⑤日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合</p> <p>⑥技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事への参加等の場合</p> <p>⑦その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合</p>	①3,604千円以下 ②4,339千円以下 ③5,694千円以下 ④6,664千円以下 ⑤7,718千円以下 ⑥7,718千円を越える額	① 0円 ② 250円 ③ 510円 ④ 770円 ⑤1,030円 ⑥1,290円	午前7時から午後10時まで 1日の派遣は2時間以上8時間以内	1日1回 月12日以内	食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児、その他必要な用務	2,524	子育て支援課

HH詳細

	派遣対象	所得基準額	利用者負担額	業務時間	派遣回数	サービス内容	予算 (千円)	所管
あきる野市	義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事、育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭。 (1) ひとり親家庭となつてから2年以内であり、生活環境が激変したため支援を必要とする場合 (2) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公式行事の参加等社会通念上必要と認められる理由により一時的に生活援助又は子育て支援を必要とする場合 (3) ひとり親家庭の親が就職活動等、自立促進に必要と認められる活動を行う場合 (4) ひとり親家庭の親が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合 (5) 小学校低学年以下であり、かつ、児童を扶養している者が就業している場合 (6) その他ひとり親家庭のためホームヘルプサービスが必要と認められる場合	別表のとおり	別表のとおり	午前7時 ～ 午後10時	1日1回 月12日以内 (要件によっては最大24日)	都基準と同じ	2,260	子ども家庭部子ども家庭支援センター
西東京市	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～ 午後10時	1日1回 月12日以内	都基準と同じ	4,898	子育て支援課
檜原村	村内に住所を有する義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当する家庭 ①ひとり親家庭となつて2年以内 ②小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭 ③ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童が一時的傷病の場合 ④親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合 ⑤日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 ⑥技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事への参加等の場合 ⑦その他ひとり親家庭のためのホームヘルプサービスが必要と認められる場合	①3,604千円以下 ②4,339千円以下 ③5,694千円以下 ④6,664千円以下 ⑤7,718千円以下 ⑥7,718千円を越える額	① 0円 ② 250円 ③ 510円 ④ 770円 ⑤ 1,030円 ⑥ 1,290円	午前7時～午後10時の間の2時間以上1時間単位8時間まで	原則として月12回以内	食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児、その他必要な用務	414	福祉けんこう課
奥多摩町	都基準と同じ	都基準と同じ	都基準と同じ	午前7時～午後10時の間の2時間以上8時間まで	1日1回 月12日以内	都基準と同じ	80	福祉保健課

ホームヘルプ別表

ひとり親ホームヘルプサービス事業 別表 所得基準額及び利用者負担額

中央区

所得基準額			利用者負担額		
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1日 (8時間)	1時間	付加分 (1時間)
A	3,604,000 円以下	左欄の額に扶養親族 等1人につき 380,000円を加算し た額	0 円	0 円	0 円
B	3,604,001～4,339,000 円以下		2,000 円	250 円	60 円
C	4,339,001～5,694,000 円以下		4,080 円	510 円	120 円
D	5,694,001～6,664,000 円以下		6,160 円	770 円	180 円
E	6,664,001～7,718,000 円以下		8,240 円	1,030 円	240 円
F	7,718,001 円以上		10,320 円	1,290 円	300 円

港区

所得基準額			利用者負担額
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり
I	0～2,399,999 円	左欄の額に扶養親族 1人につき380,000 円を加算した額	0 円
II	2,400,000～3,604,000 円		100 円
III	3,604,001～4,339,000 円		250 円
IV	4,339,001～5,694,000 円		510 円
V	5,694,001～6,664,000 円		770 円
VI	6,664,000～7,718,000 円		1,030 円
VII	7,718,001 円以上		1,290 円

新宿区

所得基準額			利用者負担額
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり
I a	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	左記の額に扶養親族 等1人につき 380,000円を加算し た額	0 円
I b	上記以外の児童扶養手当支給水準世帯		150 円
II	2,300,000～4,338,999 円		250 円
III	4,339,000～5,693,999 円		510 円
IV	5,694,000～6,663,999 円		770 円
V	6,664,000～7,717,999 円		1,030 円
VI	7,718,000 円以上	1,290 円	

文京区

所得基準額			利用者負担額		
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	前日取消料	
				加算料金	前日取消料
I	3,984,000 円以下	380,000円加算	300 円	100円	100円 50円
II	5,551,000 円以下		700 円	200円	
III	7,118,000 円以下		1,000 円	300円	
IV	7,118,001 円以上		1,300 円	400円	

ホームヘルプ別表

台東区・渋谷区・荒川区・杉並区

所得基準額		利用者負担額		
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	付加分（1時間）
I	3,604,000 円以下	左記の額に扶養親族 等1人につき 380,000円を加算し た額	0 円	0 円
II	3,604,001～4,339,000 円		250 円	60 円
III	4,339,001～5,694,000 円		510 円	120 円
IV	5,694,001～6,664,000 円		770 円	180 円
V	6,664,001～7,718,000 円		1,030 円	240 円
VI	7,718,001 円以上		1,290 円	300 円

大田区

階層区分	利用世帯の負担区分	利用者負担額	
		1時間あたり	取消料
I	生活保護世帯又は区民税非課税世帯	0 円	当日の取消し（ホームヘルパー訪問時不在含む。）は、1回につき左記1時間分の負担額を徴収する。
II	児童扶養手当支給水準の世帯	150 円	
III	上記以外の世帯	300 円	

世田谷区

所得基準額		扶養親族 1人増えること	利用者負担額 （1時間あたり）		
階層区分			日中（8時～18時）	時間外・土日祝	
A	生活保護世帯	左記の額に扶養親族 等 1人につき 380,000円を 加算した額	0円	0円	
B	住民税非課税世帯		0円	0円	
C	所得基準額		2,620,000円以下	200円	300円
D			2,620,001円～ 3,604,000円	400円	500円
E（養育 困難家庭 限定）			3,604,001円以上	800円	1,000円

中野区

所得基準額			利用者負担額
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり
I	3,604,000 円以下	380,000	0 円
II	4,339,000 円以下	380,000	250 円
III	5,694,000 円以下	380,000	500 円
IV	6,664,000 円以下	380,000	750 円
V	7,718,000 円以下	380,000	1,000 円
VI	7,718,001 円以上	380,000	1,250 円

ホームヘルプ別表

豊島区

所得基準額		利用者負担額（1時間あたり）	
階層区分		ひとり親等要件発生から1年(60時間)	1年後から小学校終了まで（年間60時間）
I	生活保護世帯	0円	0円
II	住民税非課税世帯	0円	0円
III	児童育成手当受給者	0円	500円
IV	その他の家庭	500円	900円

練馬区

所得基準額			利用者負担額	
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	
				付加分（時間外）
I	3,604,000 円以下	左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	0 円	0 円
II	3,604,001～4,339,000 円以下		250 円	60 円
III	4,339,001～5,694,000 円以下		510 円	120 円
IV	5,694,001～6,664,000 円以下		770 円	180 円
V	6,664,001～7,718,000 円以下		1,030 円	240 円
VI	7,718,001 円以上		1,290 円	300 円

板橋区

所得基準額			利用者負担額	
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	
				付加分（時間外）
I	生活保護世帯	-	0 円	0 円
II	住民税非課税世帯		100 円	50 円
III	住民税均等割のみ世帯		200 円	100 円
IV	～4,339,000 円以下	扶養親族1人増えること左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	300 円	150 円
V	4,339,001～5,694,000 円以下		600 円	300 円
VI	5,694,001～6,664,000 円以上		800 円	400 円
VII	6,664,001 円以上		1,300 円	650 円

江戸川区

階層	所得基準額		本人負担額 (1時間当たり)	
	1人（扶養親族数）	2人以上（扶養親族数）	基本分	付加分
1	3,604,000 円以下	左欄の額に、1人につき38万円を加算した額	0 円	0 円
2	3,604,001 円以上		250 円	60 円
	4,339,000 円以下			
3	4,339,001 円以上		510 円	120 円
	5,694,000 円以下			
4	5,694,001 円以上		770 円	180 円
	6,664,000 円以下			
5	6,664,001 円以上	1,030 円	240 円	
	7,718,000 円以下			
6	7,718,001 円以上	全 額		

ホームヘルプ別表

府中市

所得基準額			利用者負担額	
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	
				付加分（時間外）
I	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯分	左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を追加した額	0円	0円
II	2,300,000円以下		100円	0円
III	2,300,001～3,604,000円		200円	0円
IV	3,604,001～4,339,000円		250円	60円
V	4,339,001～5,694,000円		510円	120円
VI	5,694,001～6,664,000円		770円	180円
VII	6,664,001～7,718,000円		1,030円	240円
VIII	7,718,001円以上		1,290円	300円

国立市

所得基準額			利用者負担額	
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	
				付加分（時間外）
1	3,604,000円以下	左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	0円	0円
2	3,604,001～4,339,000円以下		250円	60円
3	4,339,001～5,694,000円以下		510円	120円
4	5,694,001～6,664,000円以下		770円	180円
5	6,664,001～7,718,000円以下		1,030円	240円
6	7,718,001円以上		1,290円	300円

東久留米市

別表1

階層区分	所得の額		負担額
	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間
I	3,604,000円以下	左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	0円
II	3,604,001円～4,339,000円		250円
III	4,339,001円以上		300円

別表2

階層区分	所得の額		負担額	
	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間	付加分
I	3,604,000円以下	左記の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	0円	0円
II	3,604,001円～4,339,000円		250円	60円
III	4,339,001円～5,694,000円		510円	120円
IV	5,694,001円～6,664,000円		770円	180円
V	6,664,001円～7,718,000円		1,030円	240円
VI	7,718,001円以上		1,290円	300円

ホームヘルプ別表

あきる野市

所得基準額			利用者負担額	
階層区分	2人世帯	扶養親族 1人増えること	1時間あたり	
				付加分（時間外）
I	3,604,000 円以下	左記の額に扶養親族 等1人につき 380,000円を加算し た額	0 円	0 円
II	3,604,001～4,339,000 円以下		250 円	60 円
III	4,339,001～5,694,000 円以下		510 円	120 円
IV	5,694,001～6,664,000 円以下		770 円	180 円
V	6,664,001～7,718,000 円以下		1,030 円	240 円
VI	7,718,001 円以上		1,290 円	300 円

生活向上詳細

【事業詳細】ひとり親家庭等生活向上事業

【都補助事業】

	事業名	内容	対象	予算 (千円)	所管
中央区	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに大学生等の学習支援ボランティアを派遣し、学習支援を行うとともに、子どもの心に寄り添った生活支援を実施し、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。	ひとり親家庭等	6,172	福祉保健部子育て支援課
品川区	ひとり親家庭学習支援事業	個別学習指導や進路相談によって、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指す。	ひとり親家庭の子ども(小学5年生～高校3年生)	3,170	子ども未来部子ども家庭支援課
世田谷区	ひとり親家庭の子どもの学習支援事業 (学習支援ボランティア事業)	学習塾に行きたくても経済的な理由で行けない子どもや聞きたくても近くに聞ける大人がいない等の子どもに学習環境を提供し、ひとり親家庭の不安軽減、孤立防止を図る。	区内在住のひとり親家庭の子ども(小学1年生～中学3年生)	14,118	子ども・若者部子ども家庭課
	養育費相談会	養育費に関する悩みを抱えているひとり親やこれからひとり親になる方にむけて、家庭相談員による講演と個別相談会を開催する。	区内在住のひとり親の方、今後ひとり親になる予定の方、その他関心のある方	548	子ども・若者部子ども家庭課
	シングルマザーのほっとサロン (ひとり親家庭情報交換事業)	シングルマザーにとって、同じ立場の女性との分かち合いが可能となり、必要な情報を得ることが出来る地域の居場所を提供する。	シングルで子どもを育てている、またはその予定のある女性	122	生活文化部 人権・男女共同 参画担当課
	シングルマザー応援フェスタ (ひとり親家庭情報交換事業)	シングルマザーが集い、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることができる場を作る。母子家庭の自立を支援するために、キャリアアップへとつなげる講座、相談の機会を提供する。	シングルで子どもを育てている、またはその予定のある女性	230	生活文化部 人権・男女共同 参画担当課
豊島区	ひとり親家庭等相談支援事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、経済的、精神的な自立に必要な継続支援を実施する。	・ひとり親家庭等の親または子 ・これからひとり親家庭等になる方	10,823	子育て支援課
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対して、学力の向上のみならず精神的な安定感を育む支援を実施する。	・ひとり親家庭等及び生活困窮家庭の子ども ・教室型：中学3年生 派遣型：18歳未満の就学者(未就学者は除く)	8,854	子育て支援課
板橋区	子供の生活・学習支援事業	ひとり親世帯の子ども及びその保護者に対して、学習支援事業を実施し、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行うことで、高校進学及び卒業を支援し、就職や進学等の将来展望の明確化及び進路選択の幅の拡大を図る。	ひとり親世帯の子ども及びその保護者	40,000	福祉事務所
練馬区	ひとり親家庭相談支援事業	ひとり親家庭の親および寡婦に対し、生活一般の相談に応じるとともに、自立生活に必要な援護施策について、指導、助言を行う。特に他法他施策のコーディネートは非常勤職員が担う。	ひとり親	7,809	総合福祉事務所
	ひとり親家庭向け家庭訪問型学習支援事業	ひとり親家庭に月3回・計24回の学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。	区内在住のひとり親家庭の保護者および児童・生徒(小学4年生～中学2年生)	6,797	生活福祉課

生活向上詳細

	事業名	内容	対象	予算 (千円)	所管
足立区	ひとり親家庭学習支援事業 (派遣型)	週1回程度、自宅に家庭教師を派遣し、学習習慣の定着や学力向上等を支援する。	区で行っている他の学習支援事業の対象とならないひとり親家庭の子ども(小学4年生～中学3年生)	9,958	福祉部親子支援課
	ひとり親家庭に対する相談事業	「豆の木相談室」に支援員を配置し、ひとり親家庭の悩みに傾聴して不安を軽減するとともに個々の状況に応じて関係機関へつなぐ。また、生活や就職・転職に役立つ冊子を作成しひとり親世帯へ配付するほか、メールマガジンやアプリにて、情報発信を行う。	区内在住のひとり親の方、今後離婚を考えている方	9,009	福祉部親子支援課
	ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」	ひとり親同士が気軽に集える場として月3回サロンを開催。子育てや仕事の悩み等の情報交換を通じて、ストレス軽減や仲間づくりを促す機会を提供している。	区内在住のひとり親の方、今後離婚を考えている方	3,160	福祉部親子支援課
葛飾区	子供の生活・学習支援事業	生活困窮者支援事業と連携し、区内の区立中学校全校において、学力向上及び高校進学に向けた学習支援を実施。	区内在住のひとり親家庭の中1～中3の児童	23,637 (他課にて一括計上)	子育て支援部子育て支援課
江戸川区	ひとり親家庭学習支援事業	・区内3か所で1回2時間の個別指導型学習支援事業を実施(175人) ・対象児童の自宅で1回90分の派遣型学習支援を実施(40世帯)	区内在住のひとり親家庭の小5～高3の児童	39,569	児童女性課
	生活相談支援	育児や家事健康管理等の生活一般にかかる相談を電話や来所、出張相談や訪問相談で応じ、必要な助言・指導を行う。各種支援策の情報についてメールマガジン等により提供する。	区内在住のひとり親家庭	7,554	子ども家庭支援センター
	生活支援講習会	家計改善セミナー、教育資金準備セミナー			
	ひとり親情報交換	ひとり親ならではの苦労、子育ての悩みを語り合う機会をもつ			
八王子市	ひとり親家庭等学習支援事業	児童扶養手当全部支給世帯の中学校3年生を対象に、家庭教師を1回2時間、年32回派遣する事業	市内在住のひとり親家庭の子ども(中学校3年生)	7,975	子ども家庭部子育て支援課
	ひとり親家庭等子どもの生活力向上事業	児童館を居場所として、午前中に料理・工作・スポーツなどの体験活動・午後に学習支援を行う事業。年間5回開催。	市内在住のひとり親家庭の子ども(小学校5・6年生)	470	
	ひとり親家庭親子ふれあい事業	ひとり親家庭の親子及び親同士の交流の機会をつくるため、料理教室と親同士の交流会を開催	市内在住のひとり親家庭の親と子(子は小学生以上中学生以下)	150	

生活向上詳細

	事業名	内容	対象	予算 (千円)	所管
八王子市	シングルマザー応援講座	生活費のやりくりやマネープランの講義を通じて生活支援を行い、交流会を通じて仲間作りを促す。	ひとり親家庭の母 または離婚を考えている母	43	市民活動推進部 男女共同参画課
府中市	ひとり親生活支援事業	ひとり親家庭の親の自立に寄与する情報を提供するために講演会を開催。	ひとり親	321	子育て支援課
調布市	ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業	学習支援等による進学指導や相談支援を委託し生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども学習・相談事業と一体的に実施。 高校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親と子どもに対する学習支援。	相談：ひとり親家庭の保護者 学習：ひとり親家庭の子ども（中学生）、ひとり親家庭の親と子ども(20歳未満)	25,885	子ども家庭課
町田市	町田市子どもの生活・学習支援事業	集合型学習支援若しくは派遣型学習支援を行い、基礎学力・幅広い社会性の定着を図る。	ひとり親家庭の子どもで小学校4年生から中学校2年生 養育家庭の子どもで小学校4年生から6年生	11,775	子ども生活部 子ども家庭支援センター
小平市	ひとり親家庭学習支援事業	学習支援等による進学指導や相談支援を委託。 生活困窮世帯の学習・相談事業と一体的に実施。	ひとり親家庭等（小6・中学生）	6,720	子ども家庭部 子育て支援課
日野市	子どもの学習等支援事業	コミュニケーション能力や学習習慣の育成、高校進学を目標とした学習等支援を行う。 生活困窮者等世帯の学習等支援業務と一体的に実施。	生活困窮世帯、ひとり親世帯の小学生から高校3年生まで	31,693	セーフティネットコールセンター
	ひとり親支援セミナー	弁護士や民間専門家によるセミナー。テーマは養育費、ライフプランなど	ひとり親の方、今後ひとり親になる予定の方、その他関心のある方	48	セーフティネットコールセンター
国立市	養育費・面会交流等個別相談事業	養育費・面会交流等の個別相談会を実施	ひとり親家庭等	156	子ども家庭部 子育て支援課
	ひとり親家庭児童訪問援助事業	ひとり親家庭等の児童に対して、児童訪問援助員を派遣する	ひとり親家庭等	527	
多摩市	ひとり親家庭の子どもの学習支援事業 (学習支援ボランティア事業)	経済的な理由で行けない子どもに学習支援事業を実施し、進級、進学をサポートを行う。また、生活保護世帯及び生活困窮世帯の学習・相談事業と一体的に実施。	ひとり親家庭等	6,374	子育て支援課